

「他者が侵してはならない権利」を重んじる社会をつくる

～結婚・同居希望カップルに“不妊処置”提案という報道に対する声明～

2022年12月27日

障害のある人と援助者でつくる

日本グループホーム学会

代表 荒井 隆一

2022年12月19日に北海道にあるグループホームにおいて、知的障害があるカップルが結婚や同棲（どうせい）を希望した場合に、施設側が不妊の処置を提案し、8組16人が応じていたことが分かった、という報道がされました。

様々な報道がされており、強制ではなく本人の選択に基づくものだとの論調での意見もありますが、「グループホームで暮らすためには不妊の処置を受けなければいけない」という提案をすること自体が、障害者権利条約23条に規定された権利（1（c）障害者（児童を含む）が他の者との平等を基礎として生殖能力を保持すること）の侵害です。そのような条件付きの契約は法人の判断で行ってよいものではない上に、その権利の実現のための措置を取る義務を国が負っているということを確認する必要があります。

このことについて、障害のある人達が人としての尊厳を保持し、それぞれの望む場所で安心して暮らすことを推進する立場から、以下のとおり表明します。

1) 障害がある人にも結婚する権利や子どもを産む権利、子育てをする権利がある

今回の報道を受けて、少なからず「障害を持っているのだから子どもを産むなんて考えられない」「子育てなんて出来るのか」という声、「障害者なのだから仕方がない」というような意見も聞かれます。

しかし、家族を形成する権利は人間の尊厳に関わる重要な権利です。障害者権利条約23条1（b）では、「障害者が子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利を認められ、また、障害者が生殖及び家族計画について年齢に適した情報及び教育を享受する権利を認められること。さらに、障害者がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供されること」とあります。

子どもを産み育てることは、どんな人でも親だけで十分にできるものではありません。世帯単位が縮小した現代社会においては特に、誰も子育ての社会的な支援を求めており、子育て支援の充実は喫緊の課題となっています。誰もが平等に、親になる権利、家族を形成する権利を持っており、障害を理由としてその権利を認めないことは差別である、との認識に立たねばなりません。そして、差別が生じることのないように必要な支援を社会が備えていくことが、社会的包摂を実現するために重要です。

グループホームに住みながら、子どもを授かり育てている人達がおります。報道によると厚生労働省は、グループホーム事業について「親に監護権がある子どもとの契約は想定されていない」とコメントしています。確かにグループホームにおける支援対象は障害のある入居者ではありますが、入居者が親としての役割を遂行できるように状況によって個別支援することは必要不可欠なことであり、そのような支援実践例はあります。障害のある人の子どもが成長し、両親に感謝して生きている事例も多くあります。

重要なことは、グループホームの内部だけで子育て支援まで全て行うという発想ではなく、障害のある入居者が地域社会の「一市民」として、必要に応じてフォーマル・インフォーマルを含む地域社会の支援（子育て支援等）を活用しながら生活することができるようになることです。

2) 本人の決定であればよいのか

今回の報道では、不妊処置は強制ではなく本人たちが選択したのだとの説明がされています。しかし、支援継続のための条件として伝え、その選択を求めたことは、支援を必要とする側の立場を考えると、強制力が働いた可能性は否めません。「本人が選択した」という形だけではなく、その選択の前提としての情報提供のあり方や、選択の結果として生じることと合わせて、誘導的でないかどうかにかんして自覚的である必要があります。人としての権利の侵害にあたらぬかどうかと共に、不妊処置を行う入居者の将来への影響を十分に考えねばなりません。

他方で、カップルが子どもをつくらぬ選択をする権利も同等に尊重されるべきであり、他者が侵害してはならない権利です。問題なのは、その選択が、支援提供の条件とされることです。

そもそも「子どもができないようにするかどうか」という重大な意思決定を迫ること自体が、人間の自由を侵害する、絶対に行ってはならない行為です。選択のための十分な説明をすれば良いという問題ではなく、選択を迫る側の立場の優位性を自覚すべきです。

3) 条件をつけてサービス提供を断ることの問題性

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」の9条において、正当な理由なくサービス提供を拒否することは禁止されています。子育ての支援を「支援の質や量に関する変化や増大」と捉えたとしても、正当な理由にはあたりません。そのような支援の経験がないことを理由にサービス提供を拒否するのではなく、支援者が学んでいくことが必要です。利用者のニーズに応えるために不足する体制や社会資源については、断る理由にせず、自治体や関係機関、地域に働きかけていく姿勢が社会福祉従事者には求められます。

なお、今回の不妊処置を条件として支援提供するというルール設定は、一法人の自由な判断として認められるものではなく、応諾義務違反であることに留まらない重大な権利侵

害です。

4) 本人の望む暮らしを支えるための社会の体制整備の必要性

現在、障害のある人が望む暮らしの実現のために必要な支援体制や社会資源が十分に整備されていない状況は否めません。親になることに限らず、病気になったり、災害に見舞われたりと、人の人生には様々な状況変化があります。生活支援を担うグループホーム事業が単体でそれらに伴う支援に対応していくのは難しいだけでなく、人生・生活の自由度を狭める結果をもたらすことにもつながります。一事業所、一法人の責任としておく社会の態度こそが、結果的に障害のある人の権利を侵害することにつながっています。

直近で2006年4月施行の障害者自立支援法（現障害者総合支援法）以降は、ご本人の意思確認の上で相談支援専門員が障害福祉サービスとインフォーマルサービス等を個別的総合的に組み合わせて「サービス等利用計画（案）」を作成し、その案をもとに市町村（の担当者）がサービス支給決定をすることになっています。支援計画とサービス提供は1年に1回以上モニタリングされ、市町村はそれらを検証したうえで翌年のサービス支給決定を判断することになっており、ご本人の支援はグループホームが一人判断するのではなく、少なくとも相談支援専門員、市町村が、1年に1回以上かかわる仕組みがあるはずで、今回の件は、このような仕組みが、正しく機能した結果でしょうか。

また、障害福祉サービスの枠内だけで対応しようとするのも、障害のある人が一市民として生きていくための地域社会づくりの観点からみると課題があります。

今後も障害があるからという理由で人としての権利が侵害されることなく、安心して暮らしていけるような社会づくりを目指す必要があります。